

伊賀市障がい者就労施設等優先調達方針

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）に基づき、伊賀市の物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

1. 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的な考え方

(1) 調達推進の背景及び意義

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

そのためには、障がい者雇用を支援するための積極的な対策を図っていくことも重要であるが、加えて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みも求められている。

このような観点から、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の拡大を図るための方針を作成する。

(2) 調達推進の基本的な考え方

法第 9 条の規定に基づき、毎年度、物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、調達の推進を図るための調達方針を公表する。各部署は、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととし、会計年度の終了後、遅滞無く調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

2. 優先的に障がい者就労施設等から調達すべき物品等の種類及び方法

障がい福祉課は、障がい者就労施設等への物品等の発注に関して、障がい者就労施設等が提供することができる物品及び役務を確認のうえ、庁内各部署へ障がい福祉課公開キャビネットを通じて情報提供し、可能な限り全ての部署が障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

生産能力や納期の関係で単独の事業所では需要に応じることができない場合は、共同受注窓口等を活用するものとする。

優先的に調達する品目、役務及び調達目標額は別に定める。また、障がい者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

3. その他

(1) 調達推進体制の在り方及び調達方針の適用範囲

調達の実績は、障がい者就労施設等からの物品等の調達実績調査票により半期ごとに各部署から障がい福祉課へ報告するものとする。

(2) この調達方針の担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は契約監理室とする。

(3) 物品及び役務の契約にあたっては、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）の定めによるものとする。

附 則 この方針は、平成25年7月1日から運用する。